勧告等措置区分 (南海トラフ地震津波対策) (令和3年6月現在)

和歌山下津港、湯浅広港、由良港

区分:「(勧告)南海トラフ地震警戒強化」

「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」発表時発令、発表から一週間、措置内容

- (1)在泊船は避難準備を行い、必要に応じて直ちに出港できるよう準備すること
 - 避難に必要な支援体制の確保に係る確認
 - 岸壁管理者の対応の確認
 - 荷主企業等の対応の確認
 - 各港の地域特性を踏まえた避難方法の確認
 - ・南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること
- (2)自主的な避難行動をとること
 - ・避難に必要な支援体制を受けられない、岸壁が使用できない、荷役作業ができない等がある場合は、自主的に安全な海域に避難すること

区分:「第一体制」

「津波注意報」発表時発令、措置内容

- (1) 在港各船舶は、速やかに荷役・作業を中止し、必要な避難体制を整えること。
- (2) 小型船舶は、可能な限り陸揚げ固縛又は係留強化すること。

区分:「第二体制」

「津波警報・大津波警報」発表時発令、措置内容

- (1) 在港各船舶は、直ちに荷役・作業を中止し、原則として港外避難すること。 なお、津波到達予想時刻までに港外避難を完了することが困難な船舶(予想される津波波 高を勘案して安全に港外避難することが困難な船舶に限る。)及びタグボートによる離岸支 援が不可欠な船舶は、可能な限り次に掲げる措置を講じ、乗組員等は最寄りの陸上避難場 所避難すること。
 - ① 係留強化
 - ② 漏油防止措置
 - ③ 積荷の流出防止措置
 - (2) 小型船舶は、可能な限り陸揚げ固縛又は係留強化すること。
- (3) (1)から(2)の措置をとるにあっては、人命の安全確保を最優先とすること。

区分:「解除」

「大津波警報、津波警報又は津波注意報解除」発表時発令、措置内容

- (1) 津波注意報等解除後、各船舶等は港内の状況把握に努め入港する等、適宜措置をとること。
- (2) 解除後においても、港内の水路の安全が確認されるまでの間は、港長等から、「航行制限」、「航泊禁止」が発動される場合がある。

留意事項

避難船舶は、次の事項について留意すること。

- (1) 国際VHF無線を常時聴守するとともに、船舶電話等の通信手段を確保するものとする。
- (2) 当直員(船橋当直・無線当直等)を配置するものとする。

- (3) AIS搭載船舶のAIS常時作動を確認するものとする。
- (4) 自船の避難状況、津波の状況及び津波来襲後の異常の有無等について、可能な限り陸上関係者に連絡するものとする。